

添付法令資料 1 :

韓国ソフトウェア振興法 (目次)

2020 年 12 月 29 日法律第 17799 号により一部改正 2021 年 12 月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 ソフトウェア振興施策 (第 5 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 ソフトウェア産業基盤造成
 - 第 1 節 ソフトウェア産業支援 (第 8 条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 標準化及び品質認証 (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 3 節 人材養成及び技術振興 (第 22 条ないし第 27 条)
- 第 4 章 ソフトウェア融合及びソフトウェア教育
 - 第 1 節 ソフトウェア融合促進及びソフトウェア安全確保 (第 28 条ないし第 31 条)
 - 第 2 節 ソフトウェア教育及びソフトウェア文化造成 (第 32 条ないし第 37 条)
- 第 5 章 ソフトウェア事業先進化
 - 第 1 節 通則 (第 38 条ないし第 42 条)
 - 第 2 節 ソフトウェア事業推進 (第 43 条ないし第 52 条)
 - 第 3 節 商用ソフトウェア活用促進 (第 53 条ないし第 55 条)
 - 第 4 節 ソフトウェア事業管理 (第 56 条ないし第 60 条)
- 第 6 章 ソフトウェア共済組合 (第 61 条ないし第 71 条)
- 第 7 章 補則 (第 72 条ないし第 76 条)
- 第 8 章 罰則 (第 77 条及び第 78 条)
- 附則